

## 東日本大震災による被災地から転入された被保険者の方へ

令和3年3月1日以降も、東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による「避難指示区域等（※1）」から転入されて、北海道後期高齢者医療制度の被保険者となった方は、医療機関等の窓口での一部負担金の支払が免除されることがあります。

（※1）「避難指示区域等」とは、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）で、解除・再編された地域を含みます。

### 《免除の期間》

①帰還困難区域等（※2）及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（※3）の被保険者

⇒ 令和4年2月28日まで

（※2）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※3）平成25年度以前に指定解除された旧緊急時避難準備区域等、平成26年度に指定解除された旧避難指示解除準備区域等、平成27年度に指定解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等

○免除を受けるには、免除の申請が必要となりますので、市区町村窓口へお申出ください。

○免除の認定後、広域連合から「一部負担金等免除証明書」を交付します。

※ 免除の対象となる方で、令和3年3月1日以降に、「免除証明書」が手元に届いていないなどにより、医療機関等に提示できなかったことがやむを得ないと認められる場合は、申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

ただし、免除証明書が手元に届いているにもかかわらず、医療機関等に提示しない場合は、原則、一部負担金の支払いが必要になります。

※ 保険料を納めることが困難な場合は、市区町村窓口へ御相談ください。保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

現在、保険料の減免を受けている方の令和3年4月1日以降の取扱いにつきましては、後日お知らせする予定となっております。

（問合せ先）北海道後期高齢者医療広域連合

〈住所〉〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内6階

〈電話〉011-290-5601 <FAX>011-210-5022

又はお住まいの市区町村窓口